

目次

1. 用語・略称及び定義.....	2
2. 本システムの提供形態.....	3
3. 知的財産権の帰属.....	5
4. 補助金関係法令による地位の承継.....	7
5. 運用・保守事業者によるサービス利用料の設定等.....	8
6. 運用・保守事業者の関与に係る取扱い.....	9

空き家データベースシステム標準仕様書 【第 1.0 版】 別紙 1

知的財産権の帰属、サービス利用料の設定等に係る遵守事項

令和 7 年 4 月

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

1. 用語・略称及び定義

本書において使用する用語・略称及びそれらの定義を下表に示す。

用語・略称	定義
本システム	「空き家データベースシステム」を指す。
当省	国土交通本省を指す。
ユーザー	本システムの主たる利用者となる各市区町村の空き家対策業務を担当する職員を指す。
基本方針	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和 6 年 6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定） ¹ を指す。
設計・開発期間	設計・開発業務に着手した日から、設計・開発に係る成果物の運用・保守事業者への引継ぎの日までの期間を指す。
サービス利用料	本システムの利用に係る対価として、ユーザーが所属する団体が運用・保守事業者に対して支払う料金を指す。
ガバメントクラウド	中央省庁や地方公共団体等の行政機関が情報システムをクラウドサービスとして利用することを可能とするクラウド環境を指す。
C S P	クラウドサービスプロバイダの略称であり、クラウドサービスを提供する事業者を指す。

¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/houshin_honbun.pdf

2. 本システムの提供形態

本システムは、「国・地方デジタル共通基盤」の枠組みに基づいて標準化・共通化された「共通 SaaS¹」として全国のユーザーに提供される予定である。「国・地方デジタル共通基盤」の詳細については、基本方針を参照すること。

また、本システムは、基本方針に記載の共通化パターンのうち「共通化パターン B²」の形式で提供される予定である。共通化パターン B においては、国が作成した標準仕様書に基づき、複数の事業者が標準仕様書に沿ったシステムを構築し、ユーザー側が複数のシステムの中から選択した上で、選択されたシステムの運用・保守事業者と当該ユーザーの間で利用契約を締結し、当該ユーザーが選択したシステムを利用することとなる（下図³参照）。

- ・システム整備のパターン(国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合ワーキングチーム検討資料)

空き家データベースシステム が採用する枠組み		標準化		個別開発
システムの 所有 自治体の 調達 構築される システム数	A 共通化	B	自治体	自治体
	国	事業者	開発・運用・保守契約	開発・運用・保守契約
	なし	利用契約	最大1800	最大1800
システムの例	VRS	窓口DXSaaS	標準20業務	これまでの自治体システム
	国の仕様書	標準仕様書+原則ガバクラ利用の基本契約	なし ※標準仕様書により機能は共通	なし
システム 共通化 の手法	・自治体はシステムを利用するだけで良い	・自治体は数種類のシステムから選んで、利用契約するだけで良い	・仕様書の作成が容易になる ・データ連携が容易になる ・ベンダーロックインに陥りにくい	・自治体ごとの個別ニーズに応じたカスタマイズを行うことができる
	・国の開発運用体制の確保 ・競争が働かない	・未開拓市場では新規参入を促す仕組みが必要	・自治体の開発・運用・保守のコストが大きい	・自治体が仕様書作成から調達・開発・運用まですべてやらねばならない。 ・データ連携が困難
課題	緊急時対応等を主に想定	共通化の基本形とすることを想定		

現時点では、このような提供形態を想定していることから、設計・開発期間の終了後も、原則として設計・開発事業者が継続して同一の本システムの運用・保守を実施することを想定している。その

¹ 「『共通化』は、標準化等の取組による機能面のカスタマイズの抑制やデータの標準化を進めることを前提に、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、ソフトウェアサービスとして提供することで、地方公共団体はシステムを所有するのではなく、複数の団体と同じシステムを利用する形でサービス提供を受けるもの（いわゆる共通 SaaS）である。」（基本方針より引用）

² 「初期段階における業務の標準化を含む実証、システム開発等を経た上で、国が標準仕様書を策定し、複数の事業者が、当該標準仕様書に沿ったシステムをガバメントクラウドに構築することにより、地方公共団体が複数のシステムの中から選択し、当該システムを提供する事業者と利用契約を結ぶ共通化の方法もある（共通化パターン B）。共通化パターン B は事業者がシステム開発等を委ねる形となるため、未開拓市場においては新規参入を促す仕組みが必要となるものの、複数社の参入による継続的な改善が図られる等の観点から踏まえると、共通化の基本形とすべきであると考えられる。」（基本方針より引用）

³ 令和 6 年 4 月 10 日 内閣官房「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合 ワーキングチーム（第 1 回）」資料 2（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaiikaikaku/jw1/jw2.pdf）より

ため、本システムに係る知的財産権の帰属、サービス利用料等は、3.以降に記載のとおり取り扱うものとする。

なお、上記のような基本方針に基づく枠組み自体に変更等が生じた場合には、当省と本システムの設計・開発事業者又は運用・保守事業者が密に連携し、協議の上で提供形態の変更を検討することとなる。

3. 知的財産権の帰属

(1) 権利の性質

本システムの設計・開発・運用・保守・機能拡張等に関連し発生する権利には、有体物に係る所有権は含まれず、著作物、発明、ノウハウ、アイデア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。以下「知的財産権」という。）のみが含まれる。

(2) 知的財産権の帰属

設計・開発期間においては、本システムの設計・開発に関連し新たに発生した知的財産権は、設計・開発事業者に帰属する。

設計・開発期間の終了後は、当該知的財産権に加え、本システムの運用・保守・機能拡張等に関連し新たに発生した知的財産権（以下、「全知的財産権」という。）は、運用・保守事業者に帰属する。

(3) 知的財産権の譲渡

本システムが当省の補助による場合には、次に掲げる者は、それぞれ次に掲げる者に対して、対価を求めずに、保有する知的財産権を譲渡すること。

なお、譲渡先の事業者は、譲渡を受けた日から、本書の規定が適用される。また、譲渡元の事業者は、譲渡をした日において、設計・開発事業者又は運用・保守事業者としての性格を喪失し、本書の規定が適用されなくなる。

- ① 設計・開発期間内に本システムへの関与を終了した設計・開発事業者 設計・開発を継承する事業者
- ② 設計・開発期間の終了時に本システムの運用・保守を実施しない設計・開発事業者 運用・保守事業者
- ③ 本システムへの関与を終了した運用・保守事業者 運用・保守を継承する事業者

(4) 事業者の著作物等の使用許諾等

設計・開発事業者若しくは運用・保守事業者又は当該事業者であった者は、使用期限を定めずに当省又は当省がその使用を承諾した者（地方部局、都道府県等）による本システムの使用を許諾するとともに、全知的財産権に含まれる著作物等に係る著作者人格権を行使しないこと。

(5) 第三者の著作物等の使用許諾等

設計・開発事業者又は運用・保守事業者は、全知的財産権に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、当省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物等の使用に必要な使用許諾契約、費用の支払等一切の手続きを行うこと。この場合、あらかじめ当該著作物等の内容及び契約等の内容を当省に報告すること。

なお、(3)に基づく譲渡があった場合には、これらの責務は、原則として譲渡先の事業者へと引き継がれるものとする。

(6) 第三者による利用

設計・開発事業者又は運用・保守事業者は、全知的財産権の一部又は全部を第三者に使用させる場合には、使用許諾契約等の案を作成の上、当省に協議すること。

当該協議にあたっては、本システムが国及び地方公共団体のみが用いるものであること等を考慮して、第三者による使用が不適當であると認める場合には、当該使用許諾契約の締結の中止等を請求するものとする。

(7) 紛争処理

本システムの設計・開発・運用・保守・機能拡張等に関し、第三者との間で知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因に関与した設計・開発事業者若しくは運用・保守事業者又は当該事業者であった者は、自らの責任と負担において一切の処理をすること。

4. 補助金関係法令による地位の承継

(1) 適用

本章の規定は、本システムが当省の補助による場合に適用する。

(2) 地位の承継

設計・開発事業者又は運用・保守事業者は、3（3）に基づく譲渡があった場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の関係法令による地位を譲渡先の事業者に承継しなければならない。

(3) 承継に係る書類の提出

譲渡元の事業者は、地位の承継後遅滞なく、契約書その他の地位が承継されたことを証する書類を当省に提出しなければならない。

5. 運用・保守事業者によるサービス利用料の設定等

(1) サービス利用料の設定

運用・保守事業者は、本システムの運用開始までに、サービス利用料を設定すること。この場合において、標準仕様書 4-16 及び 4-17 に基づく運用・保守体制を構築することを前提とする一方で、サービス利用料の増加につながるような過剰な体制としないこと。

(2) サービス利用料の承認等

本システムが当省の補助による場合は、運用・保守事業者は、サービス利用料の設定又は変更にあたっては、当省の承認を得ること。また、運用・保守事業者の変更があった場合であっても、新たな運用・保守事業者は、元の運用・保守事業者が設定していたサービス利用料の金額を原則として引き継ぐこと。

なお、本システムの設計・開発に係る補助事業者の選定において、サービス利用料の想定が重要な評価項目となっていることを十分に踏まえること。

(3) サービス利用料以外の対価

設計・開発事業者若しくは運用・保守事業者又は当該事業者であった者は、本システムに関して、サービス利用料以外の対価を求めてはならない。

6. 運用・保守事業者の関与に係る取扱い

(1) 成果物の削除の禁止

運用・保守事業者は、当省の許可なく本システムその他の成果物の一部又は全部を削除してはならない。

(2) 引継ぎ

本システムへの関与を終了する運用・保守事業者は、他の事業者により本システムの運用・保守が継続して遂行されるよう、引継ぎのために必要な措置を講ずること。

引継ぎの内容・手順は以下のとおりであり、標準ガイドラインに記載の引継ぎ資料の例を併せて参考にすること。

引継ぎ資料名	引継ぎ手順
- 引継書 - 設計・開発事業者及び過去の運用・保守事業者(存在する場合のみ)から引継がれた全ての引継ぎ資料 - 自らの運用・保守期間内に作成した全ての成果物(プログラム資産等を含む。)	- 運用・保守事業者は、関与終了日の約 180 日前までに、関与を終了する旨を当省に通知すること。 - 運用・保守事業者は、関与終了日の約 20 日前までに、特に残存課題に関する記載を充実させた「引継書」を作成し、当省の確認を受けること。 - 運用・保守事業者は、当省又は引継ぎ先事業者(当該運用・保守事業者の関与終了までに引継ぎ先事業者が決定している場合に限る。)からの質問に回答すること。